

議案第 10 号

令和 7 年度小城市教育の基本方針について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 1 号の規定により承認を受ける必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

令和 7 年度 小城市教育の基本方針

小城市総合計画の将来像である“「誇郷幸輝」みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市”の実現を目指す小城市教育振興基本計画の基本目標は、「城創伝心」です。

じょうそうでんしん
「城創伝心」とは “ 小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する
豊かな心を育み後世へ伝える 人づくり ”

小城市教育委員会は、学校・家庭・地域と連携を密にして、市民一人一人が、ふるさと小城市の歴史と伝統を受け継ぎ、豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲や健康に生きるための体力を養うなど「生きる力」を育んでいきます。

なかでも、家庭は、教育の出発点でありその第一義的な責任を有するものとして、子どもの課題は大人の課題であるということを自覚することが大切です。

そのため教育委員会は、子どものいる家庭に対し、基本的な生活習慣や社会における規範意識が身につく情報を提供するなど、多方面から支援します。

■基本方針

小城市教育の基本目標である「城創伝心」を体系的に推進するため、次の5つを基本方針とします。

- 1 「学校教育の充実」
- 2 「子育て支援の充実」
- 3 「青少年の健全育成」
- 4 「生涯学習・生涯スポーツの充実」
- 5 「歴史・文化の継承と文化財の保存」

■重点目標

小城市では、次の7つを重点目標とし、学校・家庭・地域が一体となって教育を推進します。

- ◆ 人権・命の尊重と道徳性を育む心の教育の推進
- ◆ 学校施設の整備と ICT 活用教育の充実
- ◆ 豊かな心と健やかな体の育成
- ◆ 安全で安心して過ごせる居場所づくり
- ◆ 基本的生活習慣の定着と家庭教育力の向上
- ◆ 広い教養の育成と家読（うちどく）の推進
- ◆ 地域の歴史・文化に触れる機会の創出

■「小城市教育の日」・「小城市文化と教育に親しむ月間」・「いじめ防止、心を考える日」

広く市民の文化・教育に対する意識を高めるために、6月の第2日曜日を「小城市教育の日」、11月を「小城市文化と教育に親しむ月間」と定め、その期間を中心に文化・教育に関する行事を開催します。

また、毎月10日を「いじめ防止、心を考える日」と定め、いじめ防止啓発活動を実施します。